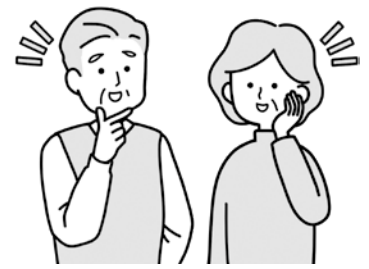


# 後期高齢者医療制度



## 令和6年度の保険料

令和6年度の保険料額については7月に個別にお知らせします。

### ■保険料の計算方法

均等割【1人当たりの額】 52,953円
+
所得割【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得-43万円)×11.79%※2
1年間の保険料 (限度額80万円※1、100円未満切り捨て)

- 1年間の保険料の上限額は80万円※1になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※前年の所得金額により43万円の控除額が異なる場合があります。

## 保険料の軽減

### ■激変緩和措置

- ※1 令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方および令和7年3月末日までに障害認定で資格取得した方については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ※2 令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

## 保険証(被保険者証)が新しくなります

**新しい保険証は水色です**

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が7月31日(水)で失効し、使用できなくなります。新しい水色の保険証は、7月中旬に簡易書留郵便で送付します。転居や不在などの理由により配達されなかった保険証は、市役所で保管しています。保険証が届いていない場合はお問い合わせください。

## 7月の保険証送付時に個人番号の下4ケタをお知らせしますのでご確認ください

7月中に新しい保険証をお送りしますが、その際に個人番号の下4ケタをあわせてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と相違がないか、ご確認ください。

## 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります

**新しい減額認定証及び限度証は橙色です**

現在、ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が7月31日(水)で失効し、使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日(木)からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、8月1日以降に申請ください。有効期限は、令和7年7月31日(木)です。

問い合わせ	北海道後期高齢者医療広域連合	市民課医療年金係(名寄庁舎1階)
	☎011-290-5601	☎01654③2111(内線3118)